

(案)

計 画 書

上山口堀口天満天神社周辺里山保全地域の区域の変更(指定拡大)

ふるさと所沢のみどりを守り育てる条例第 10 条に基づき、里山保全地域の区域を次のように変更(指定拡大)する。

名 称	上山口堀口天満天神社周辺里山保全地域 (平成 30 年 6 月 1 日指定所沢市告示第 293 号)
面 積	約 24.4 ha
区 域	位置及び区域は「計画図」表示のとおり
現 況	<p>当該区域は、本市のみどりの核であり、広域的にも重要なみどりである。また、湧水や湿地などの水辺地も数多くあり、希少な動植物の生息地でもある。</p> <p>また、寄附を通じて土地を購入し、身近な自然環境を守るナショナル・トラスト活動が盛んな区域となっており、各種団体によるトラスト活動が積極的に行われている。</p>
理 由	<p>計画区域は、都市近郊に残された数少ない里山の原風景が残る地域であるとともに、「所沢のみどりの基本計画」において、重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区（保全配慮地区）として設定されている。平成 30 年 6 月に上山口堀口天満天神社周辺里山保全地域に指定し、令和 2 年 10 月は追加指定により区域の拡大を行なった。</p> <p>こうした状況を踏まえ、当該区域について一団の緑地としての保全を更に進め、良好な里山環境を維持するため、上山口堀口天満天神社周辺里山保全地域の区域の変更（指定拡大）をおこなう。</p>
保全に関する基本的な方針	<p>保全管理計画(令和2年3月策定)を基に自然の生態系に配慮したみどりの保全に努める。</p> <p>また、みどりの公開性を高め、多くの人との関わりにより適正な維持管理を進める。</p>